

**当ファンドは特化型運用を行います。**

# モルガン・スタンレー社債／ マルチアセット運用戦略ファンド 2019-03

単位型投信/内外/資産複合/特殊型(条件付運用型)

## 愛称: 攻守の果実 2019-03

[ 投資信託説明書(交付目論見書) | 2019.2.8 ]

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
単位型	内外	資産複合	特殊型(条件付運用型)	債券(社債)	年1回	グローバル(日本を含む)	なし	条件付運用型

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

 商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページに掲載しております。
- ファンドの信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。  
なお、投資信託説明書(請求目論見書)の交付を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されています。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「モルガン・スタンレー社債／マルチアセット運用戦略ファンド2019-03」(以下「ファンド」といことがあります。)の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年1月23日に関東財務局長に提出しており、2019年2月8日にその効力が生じております。

**ファンドの販売会社、基準価額などについては、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。**
**委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]**
**T&Dアセットマネジメント株式会社**

 設立年月日:1980年12月19日 資本金:11億円  
 (資本金、運用純資産総額は2018年10月末日現在)

 金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第357号  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:11,275億円

&lt;照会先&gt;

 電話番号:03-6722-4810 インターネットホームページ:<http://www.tdasset.co.jp/>  
 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

**受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]**
**三井住友信託銀行株式会社**

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色



## ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

## ファンドの特色

- モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーが発行し、モルガン・スタンレーにより保証される円建債券(以下「モルガン・スタンレー社債」または「当該社債」ということがあります。)に投資し、設定日から約10年後のファンドの償還価額について、元本<sup>※</sup>確保を目指します。

ただし、投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。また、信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、換金価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

※購入時手数料(税込)は含みません。

- モルガン・スタンレー社債の組入比率は、高位とすることを基本とします。また、満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

- モルガン・スタンレーが提供するマルチアセット運用戦略を用いた円建の指数(以下「MS DIRSインデックス2019-03」または「対象インデックス」ということがあります。)のパフォーマンスに基づいて算出される債券の利金の獲得を目指します。

・MS DIRSインデックス2019-03の実質的な投資対象は、日本を含む世界各国の株価指数先物、国債先物、為替、商品先物、REIT等です。

- モルガン・スタンレー社債の利金は、固定クーポンに実績クーポンを加えて算出されます。なお、固定クーポンは每期一定水準支払われ、実績クーポンはMS DIRSインデックス2019-03のパフォーマンスに基づいて支払われます。

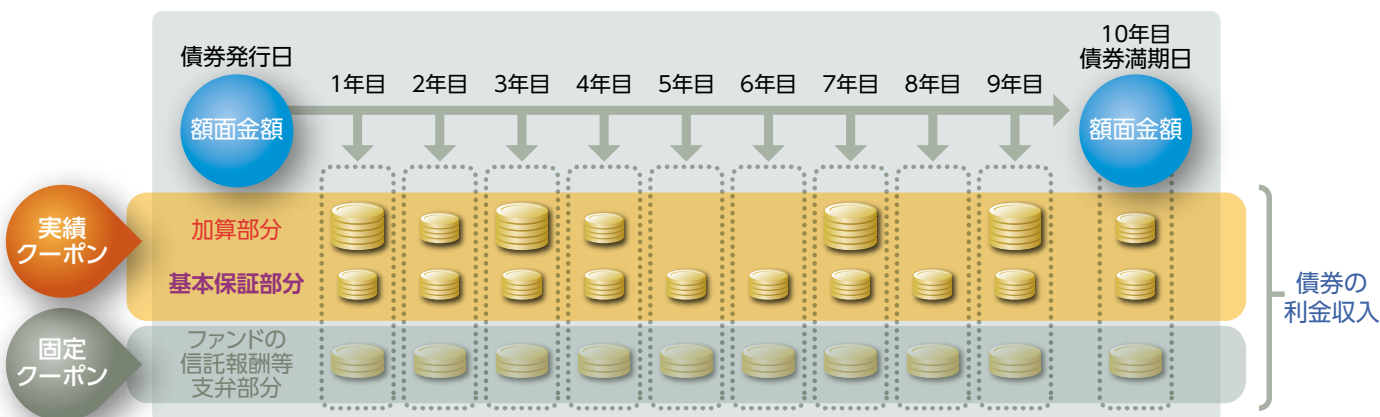
ファンドは「特化型運用」を行います。一般社団法人投資信託協会の規則において、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いものは、特化型ファンドと定められています。支配的な銘柄とは、寄与度(投資対象候補銘柄の時価総額に占める割合)が10%を超えるまたはを超える可能性の高い銘柄をいいます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## 約10年後に元本確保を目指す仕組み

モルガン・スタンレー社債を高位に組み入れます。当該社債への投資で受け取る固定クーポンをファンドの信託報酬等に充当することで、ファンドの償還時の元本確保を目指します。

### モルガン・スタンレー社債の利払イメージ



#### 実績クーポン(ファンドの分配原資に充てられます。)

##### 基本保証部分

年1回の利払日に一定水準が支払われます。



##### 加算部分

年1回の利払日に対象インデックスのパフォーマンスが一定水準を上回った場合に加算部分が支払われます。上回らなかった場合には加算部分は支払われません。

#### 固定クーポン

##### ファンドの信託報酬等支弁部分

年1回の利払日に一定水準が支払われます。ファンドの信託報酬等に充当します。

10年目のクーポンは債券満期償還金に含まれます。

上記はイメージ図であり、将来の運用成果について示唆・保証するものではありません。

#### 実績クーポン

対象インデックスのパフォーマンスに応じて、当該社債の年1回の利払日に、実績クーポンを受け取ることができ、**基本保証部分**と**加算部分**に分けられます。

**基本保証部分**…年1回の利払日に一定水準(当該社債の額面総額の0.11%を予定)を受け取ります。

**加算部分**\*…対象インデックスのファンド設定日からの累積収益率に応じて受け取ります。

※算出日における対象インデックスの累積収益率を経過年数で割った値が**基本保証部分**を上回らなかった場合には**加算部分**は支払われません。

#### 固定クーポン

ファンドの信託報酬等支弁部分です。

年1回の利払日に、当該社債から支払われる一定水準(当該社債の額面総額の0.40%を予定)をファンドが受け取り、信託報酬等に充当します。

上記は当該社債からファンドに支払われるクーポンについての内容であり、ファンドから受益者に支払われる分配金とは異なります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。



## モルガン・スタンレー社債について

モルガン・スタンレーのマルチアセットインデックスであるMS DIRSインデックス2019-03のパフォーマンスを参照する社債です。

対象インデックスのパフォーマンスに応じた実績クーポン(基本保証部分込み)と固定クーポン(ファンドの信託報酬等支弁部分)が支払われる仕組みになっています。

モルガン・スタンレー社債の価格の時価の変動要因の1つであるモルガン・スタンレーの信用リスクは、国債等の利回りに対する上乗せ金利の幅(信用スプレッド)で表されます。一般的に、国債等の利回り水準に変化がない中で、社債の発行体等に対する信用リスクが高まった場合、上乗せ金利が大きくなり、社債の価格は下落する傾向があります。逆に、信用リスクが低下した場合、上乗せ金利が小さくなり、社債の価格は上昇する傾向があります。



モルガン・スタンレー社債の発行体および保証者のモルガン・スタンレーが、経営不振やその他の予期せぬ事態により、決められた元利金を支払えない(債務不履行)場合等には、ファンドの償還時の元本が確保できない可能性があります。また、信託期間中にファンドを解約される場合やファンドが繰上償還となった場合は、解約価額や償還価額が元本を下回る可能性があります。

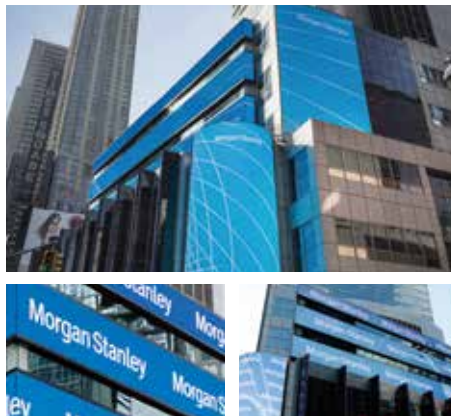
## モルガン・スタンレーについて

モルガン・スタンレーは、投資銀行、証券、ウェルス・マネジメント、資産運用事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業です。世界41カ国以上のオフィスを通じて、法人、政府、機関投資家、個人に質の高い金融商品およびサービスを提供しています。

### Morgan Stanley

- 所在地 米国、ニューヨーク
- 純資産 約95兆3,904億円(約8,517億米ドル)
- 1935年創業
- 約5.76万人の社員が在籍する総合金融サービス企業
- G-SIBs(グローバルにシステム上重要な金融機関)に認定
- 三菱UFJフィナンシャル・グループの持分法適用関連会社

(2017年12月末現在)



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

# MS DIRSインデックス2019-03について

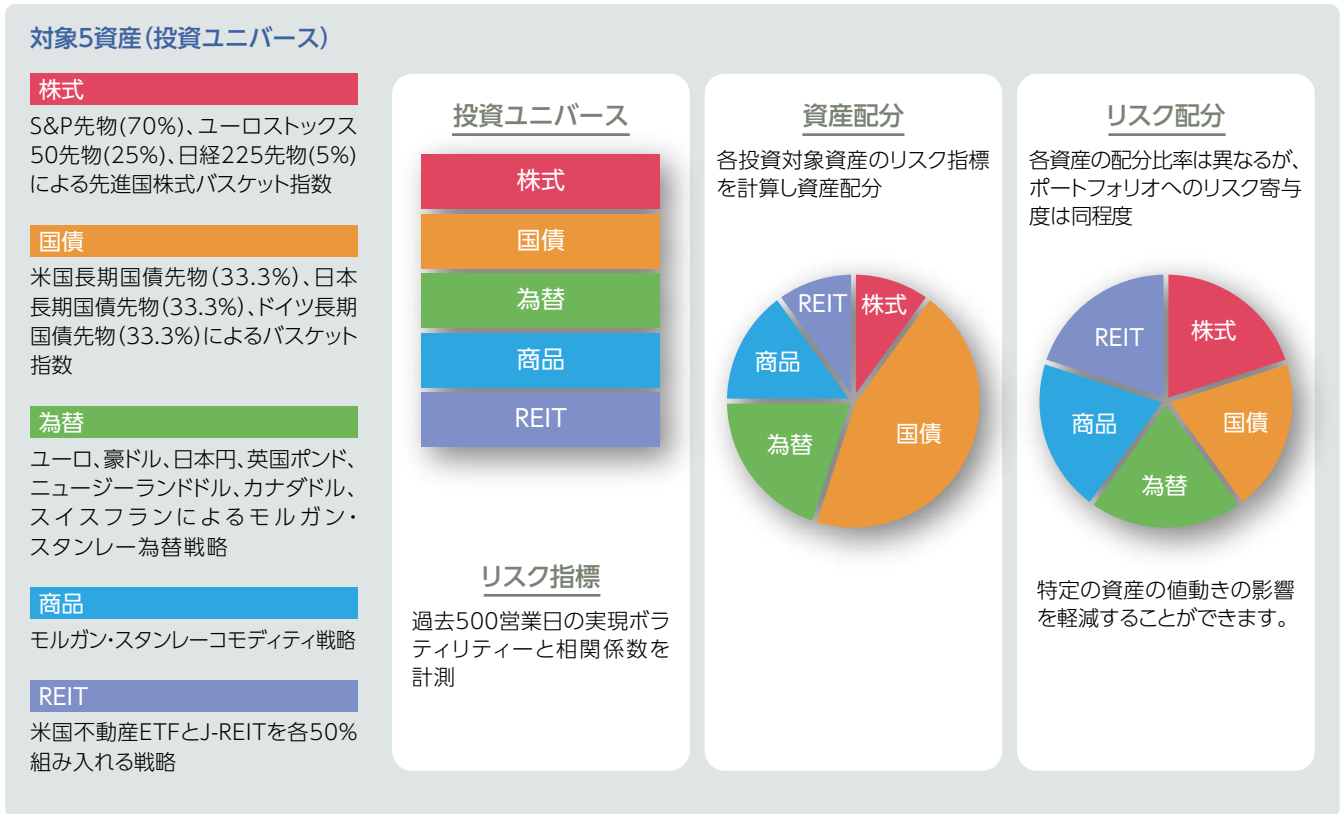
## 5資産分散型のMS DIRS(DIversified Risk Selection)戦略

株式、国債、為替、商品、REITの5資産へ投資します。

各資産のポートフォリオへのリスク寄与度が均等となるように投資します。

ポートフォリオのリスクは一定の目標水準(年率3%上限)となるようコントロールすることを目指します。

リバランスは年4回(3月、6月、9月、12月の月末)に行います。



上記はイメージ図であり、将来の運用成果について示唆・保証するものではありません。

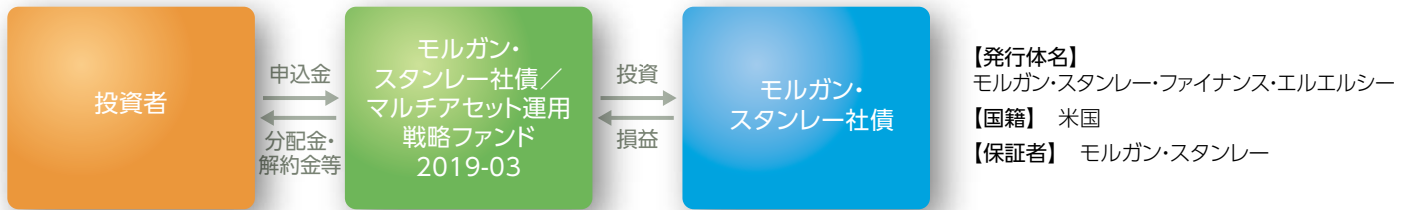
モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド又はその関係会社は、MS DIRSインデックス2019-03の独占的所有権を有しています。モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド又はその関係会社及びデータの作成又は編集に関与又は関係する他の当事者は、いかなる場合も、いかなる者に対しても、同指数並びにこれらに関連するデータの正確性(計算上の過誤・遺漏を含む)、完全性、適時性又は利用可能性、同指数の使用から得られる結果又は過去、現在若しくは将来の運用成績、又は同指数に基づく金融商品への投資の妥当性を、明示的にも黙示的にも保証し、推奨するものではなく、かつ、同指数の利用又は使用に関連して発生することのある、いかなる損害、費用又は損失に対しても責任を負いません。

当日論見書中に引用した各インデックス(指数)の商標、著作権、知的財産権およびその他一切の権利は各インデックスの算出元に帰属します。また各インデックスの算出元は、インデックスの内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。



## ファンドの仕組み



## 主な投資制限

- 1発行体への投資割合  
モルガン・スタンレー社債の投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券への投資割合  
投資信託証券(上場投資信託受益証券は除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合  
実質的な外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## 分配方針

毎決算時(3月27日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。  
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。  
ただし、必ず分配を行うものではありません。なお、初回決算日は2020年3月27日です。



ファンドは受け取ったモルガン・スタンレー社債の利金収入から信託報酬等の諸コストを差し引いた分配原資をもとに年1回の決算時に分配を行うことを目指します。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。



## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

<p><b>特化型運用に伴うリスク</b></p>	<p>ファンドは、特定の銘柄に集中して投資を行いますので、多数の銘柄に分散投資する投資信託と比べ、信用リスクの影響は大きくなります。当該銘柄における信用リスクが発生した場合には、基準価額が著しく値下がりする要因となります。</p> <p>また、モルガン・スタンレー社債の保証を行うモルガン・スタンレーおよび発行を行うモルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーが、経営不振や業績悪化その他の予期せぬ事態に陥った場合や破綻した場合には、当該社債の価格は大幅に下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、ファンドの一部または全部が毀損し損失を被る可能性があり、基準価額が著しく値下がりする要因となります。</p>
<p><b>価格変動リスク</b></p>	<p>ファンドは、モルガン・スタンレー社債への投資を通じ、日本を含む世界各国の株価指数先物、国債先物、為替、商品先物、REIT等を原資産とするMS DIRS インデックス2019-03に実質的に投資した場合のパフォーマンスに基づく利金の獲得を目指します。</p> <p>当該社債の利金は対象インデックスのパフォーマンスに基づいて算出されるため、原資産価格の下落等により利金水準の低下が見込まれる場合には当該社債の価格も下落します。また、上記対象インデックスの原資産として当該社債は一部実質的に外貨建資産への投資を行いますので、通貨の価格変動によっても評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。これらの要因が発生した場合、基準価額が値下がりする要因となります。</p> <p>また、債券(公社債)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。このため、当該社債の価格も、金利水準、発行体等の財務上の信用状況等の影響を受けて変動します。</p>
<p><b>信用リスク</b></p>	<p>ファンドは、モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーが発行し、モルガン・スタンレーが保証する円建債券に投資します。モルガン・スタンレーの信用状況が、経営不振や業績悪化その他の予期せぬ事態により低下した場合、基準価額が値下がりし投資元本を確保できない可能性があります。</p> <p>有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。</p>



流動性	市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱、取引規制等のために、取引が行えない場合、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。また、ファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に有価証券を売買できない場合があります、これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。
中途換金時のリスク	ファンドは、満期保有を前提に投資元本の確保を目指します。中途換金を行った場合やファンドが繰上償還となった場合、モルガン・スタンレー社債はその時の時価で換金されるため、ファンドの換金価額や償還価額が値下がりし投資元本を確保できない可能性があります。

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 分配金に関する留意点
  - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 対象インデックスに重大な変更が生じた場合や算出が停止された場合等は、当初想定していた分配を行うことができない可能性があります。
- ファンドの基準価額は、信託期間中に1万円を下回る場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。





## 《参考情報》

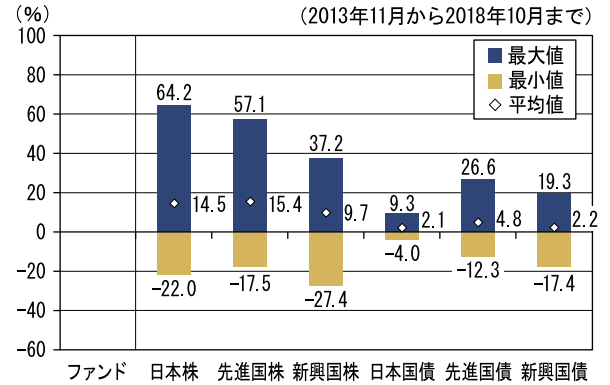
### 代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞

ファンドは設定前のため該当事項はありません。

＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

ファンドは設定前のため該当事項はありません。



- \* 右のグラフは、2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- \* 右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- \* 上記の年間騰落率、分配金再投資基準価額は2018年10月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。なお、ファンドの騰落率につきましては、2019年3月に設定されるため記載していません。

#### ○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
  - 先進国株・・・MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
  - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。  
\* 詳細は「指数に関して」をご参照ください。

#### ●指数に関して

##### ○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

###### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

###### MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIロクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

###### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

###### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

###### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

###### JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。



ファンドは2019年3月28日から運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

■ 基準価額・純資産の推移

■ 分配の推移

■ 主要な資産の状況

■ 年間収益率の推移

※ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。



## お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	1口当たり1円
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1口以上1口単位で販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	購入については、購入の申込期間最終日の販売会社が定める時間までにお申込みください。 換金については、原則として午後3時までには販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2019年2月8日から2019年3月27日まで
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入れたモルガン・スタンレー社債の換金ができなくなったとき、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	2029年3月27日まで(2019年3月28日設定)
繰 上 償 還	投資対象とするモルガン・スタンレー社債を償還することとなる場合には、繰上償還されます。また、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスに重大な変更があったとき、対象インデックスの算出・公表が停止されたとき、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。
決 算 日	3月27日(休業日の場合は翌営業日) 初回決算日は2020年3月27日です。
収 益 分 配	年1回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ( <a href="http://www.tdasset.co.jp/">http://www.tdasset.co.jp/</a> )に掲載します。
運 用 報 告 書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除の適用はありません。
申 込 不 可 日	下記のいずれかに該当する日には、換金の申込はできません。 ・ニューヨーク、ロンドンの銀行の休業日 ・大阪取引所、Eurex取引所、シカゴ・マーカンタイル取引所、シカゴ商品取引所、ニューヨーク証券取引所、ニューヨーク・マーカンタイル取引所およびロンドン金属取引所の休業日



## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>1.62%(税抜1.5%)を上限</b> として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。購入時手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、ファンドの元本総額に <b>年0.3780%(税抜0.35%)以内</b> <sup>*1</sup> の率を乗じて得た額とします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、途中換金時または償還時にファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の元本×信託報酬率	
	[運用管理費用(信託報酬)の配分] (年率)	
	支払先	信託報酬率(税抜) 対価の内容
	委託会社	0.14%以内 <sup>*2</sup> 委託した資金の運用等の対価
	販売会社	0.19% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.02% 運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</li> <li>・証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。</li> </ul> これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

\*1 有価証券届出書提出日現在は年率0.35%(税抜)

\*2 有価証券届出書提出日現在は年率0.14%(税抜)

上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### ●税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合 NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は上記と異なります。
- ・税金の取扱いについては、2018年10月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。